

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 ご注意！ 子ども・若年層のトラブル
- 2 アイネスからのお知らせ

■ ご注意！ 子ども・若年層のトラブル

アイネスに相談のあった子どもや若年層のトラブルについてまとめました。いずれの事例も、困ったときは、市町村の相談窓口やアイネスにご相談ください。

なお、子どもの家庭内の事故防止については、アイネス消費生活情報No.85号（2013年5月）をご覧ください。

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/235347_312551_misc.pdf

【オンラインゲーム・トラブル】

子どものオンラインゲームのトラブルが本県も含め、全国で急増しています。

〈多い相談〉クレジットカード会社から身に覚えのない請求が届いた。確認すると、子どもが無断で家族のクレジットカードを使い、オンラインゲームのアイテムを購入していた。

〈対象機器〉携帯型ゲーム機、スマートフォン、タブレット端末、携帯型音楽プレーヤー等

〈全国平均の購入金額〉約21万円

〈トラブルの原因〉ゲームを続けるために、親などのクレジットカードを無断で使ったり、カード情報が登録されている機器を操作して、子どもが決済手続きをしていた。本県でも、5歳未満の子どもがゲームを続けるため、有料アイテムを購入したケースがありました。

【アドバイス】

- ◆親子でゲームについて確認し、話し合う。
- ◆クレジットカードの管理に十分注意し、利用明細を毎月確認する。
- ◆参考：国民生活センター「増え続ける子どものオンラインゲームのトラブル」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20131212_1.pdf

【お菓子を食べたら酔っぱらった!?】

お菓子にアルコールが入っていると思わずに子どもに与えてしまい、子どもの具合が悪くなったという事例です。お菓子にはアルコールが入っているものがあり、注意が必要です。

〈事例1〉洋菓子店で購入したケーキを食べた娘が嘔吐した。ブレンダーが使われていたが、購入時に「アルコール入り」という説明はなかった。

〈事例2〉液体の色や容器が類似しているため、清涼飲料と間違えてアルコール飲料を子どもが飲んでしまうケース

【アドバイス】

- ◆菓子類は洋酒などのアルコールが含まれていても、「酒類」の表示は義務付けられていません。（飲料は、アルコールが1%以上含まれていれば表示の義務）
- ◆店頭で確認したり、原材料の表示をよく見たりするなど注意が必要です。
- ◆参考：国民生活センター「子どもサポート情報」
<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/support70.pdf>

【無料のはずが・・・高額な美容医療契約に！】

街角で無料や格安料金でマッサージなどを勧誘され、その後高額な美容医療の契約を強引にさせられたとの相談が、全国で多く寄せられています。

- 〈事例1〉他県の大学生が、駅前で割引券を渡されて、サロンでマッサージをしてもらった。その際に、美容外科での格安な痩身マッサージを紹介され、後日受けた後に15万円のレーザー脱毛手術を強引に契約をさせられた。
- 〈事例2〉「肌が荒れているので医師の診察が必要」などと強引にクリニックに誘導したり、何時間も個室で勧誘を続けて契約をさせられた。

【アドバイス】

- ◆美容医療サービスは医療行為であり、身体的なリスクを伴う上、多くは自由診療で保険適用がなく高額な契約になりがちです。
- ◆街角で声をかけられても、安易に誘いに乗らないことが大切です。十分に説明を聞き、慎重に判断するようにしましょう。
- ◆参考：国民生活センター「子どもサポート情報」
<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/support68.pdf>

-
- ☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）
http://cms.ncsv.pref.oita.jp/soshiki/detail.php?lif_id=235347

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

- 県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。
- 次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
- に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。
- 《 **消費者ホットライン：0570-064-370** 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付していません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp（メルマガ専用アドレス）

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp
=====